

平成28年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第1号）

平成28年12月2日（金）

午前10時 開 議

【再 開】

- ・町民憲章朗唱
- ・教育委員会委員長紹介

【 会議録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名議員の指名

【 諸般の報告 】・・ 2

日程第2 諸般の報告

- ・平成28年度定期監査結果の配布
- ・例月現金出納検査報告書の配布
- ・要望書の配布
 - (1) 要望第2号 葛巻町森林組合からの要望書
- ・出張報告

【 要望第1号委員会付託 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

日程第3 要望第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
について

【 議案第36号～議案第48号上程、説明、委員会付託 】・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

日程第4 議案第36号 平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第37号 平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第2号）

日程第6 議案第38号 平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算
（第2号）

日程第7 議案第39号 平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第8 議案第40号 平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第1号）

日程第9 議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第10 | 議案第42号 | 葛巻町町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第43号 | 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第44号 | 葛巻町水道事業の設置等に関する条例 |
| 日程第13 | 議案第45号 | 葛巻町水道事業給水条例 |
| 日程第14 | 議案第46号 | 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第15 | 議案第47号 | 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第16 | 議案第48号 | 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めること
について |

平成28年葛巻町議会12月定例会議 会議録(第1号)

議事日程告示年月日	平成28年11月24日(木)					
再開年月日	平成28年12月2日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成28年12月2日(金) 開議10時00分 散会10時51分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	畑 福 弘	○	6	姉 帯 春 治	○
	2	山 崎 邦 廣	○	7	山 岸 はる美	○
	3	大 平 守	○	8	辰 柳 敬 一	○
	4	柴 田 勇 雄	○	9	高 宮 一 明	○
	5	鈴 木 満	○	10	中 崎 和 久	○
会議録署名議員	1 番	畑 福 弘	6 番	姉 帯 春 治		
会議の書記	議会事務局長	澤 口 節 子	議会事務局総務係長	遠 藤 政 明		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	健康福祉課長	深澤口 和 則
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実
	教育委員長	竹 川 高 行	建設水道課長	冬 村 一 彦
	農業委員会長	深 澤 進	教育委員会事務局教育次長	檜 木 幸 夫
	代表監査委員		病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局局長補佐	落 合 咲 子
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	山 下 弘 司	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
	住民会計課長	村 中 英 治		

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
ただいまから、平成28年葛巻町議会を再開します。
本日の会議に先立ちまして、葛巻町民憲章の朗唱を行います。
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (澤口節子さん)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。
葛巻町民憲章
第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。
第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。
第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。
ただいまから、平成28年葛巻町議会12月定例会議を開きます。
ただいまの出席議員は、10名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
なお、本定例会議の会議日程は、本日から12月7日までの6日間とします。
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。
ここで、教育委員会の委員長に異動がありましたので、ご紹介を申し上げます。
教育委員長、竹川高行君。

教育委員長 (竹川高行君)

今度、教育委員長に選任されました、竹川高行です。どうぞよろしく願いいたします。

議長 (中崎和久君)

これから、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、畑福弘君及び6番、姉帯春治君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、平成28年度定期監査の結果及び例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、要望第2号、葛巻町森林組合からの要望書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

10月11日から14日まで、岩手地区議会議長会中央実行運動及び県外行政視察研修のため、東京都、長野県、山梨県に出張しました。

10月14日から15日まで、北海道新ひだか町誕生10周年記念式典出席のため、北海道に出張しました。

10月16日、平庭闘牛大会もみじ場所出席のため、久慈市に出張しました。

10月18日から19日まで、国道281号整備促進期成同盟会要望活動のため、宮城県及び東京都に出張しました。

10月25日から27日まで、岩手県町村議会議長会政務調査会研修会出席のため、北海道に出張しました。

10月27日から30日まで、沖縄県北中城村村政70周年記念式典出席のため、沖縄県に出張しました。

11月8日から9日まで、岩手県町村議会議長会政務調査会研修会及び議長全国大会出席のため、東京都に出張しました。

11月28日から29日まで、全国町村議会議長会事務局職員研修会出席のため、東京都に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成28年葛巻町議会9月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、要望第1号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

お諮りします。

この要望については、議会運営委員会の協議を踏まえ、輝くふるさと常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、要望第1号については、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、要望第1号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、今会議中に審査を終え、12月7日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、要望第1号については、12月7日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

お諮りします。

日程第4、議案第36号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)から、日程第16、議案第48号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてまでの13議案を、一括議題としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号から議案第48号までの13議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(鈴木重男君)

はじめに、人事案件でございます。

議案第48号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、葛巻町葛巻第18地割1番地5。氏名、長岡功。生年月日、昭和21年7月1日生まれ。

なお、任期につきましては、平成29年4月1日より平成32年3月31日までの3年間でございます。

なお、経歴書につきましては添付をしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

議長(中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長(丹内勉君)

提案理由をご説明申し上げます。

最初に、一般会計補正予算書と議案資料の1ページをご準備いただきたいと思います。

議案第36号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)でございます。

今回の補正は、歳出では、台風10号被害の復旧に係る災害復旧事業費の増、歳入でも同じく、災害復旧事業費に係る国県補助金や町債の増が主な内容でございます。このほか、本会議に改正条例案を上程申し上げておりますが、職員給与費の改定分等を計上しているものでございます。

それでは、議案の1ページでございますが、第1条、歳入歳出予算の補正でございま

す。歳入歳出それぞれ 890,042,000 円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,756,503,000 円とするものでございます。

第 2 条、地方債の補正でございますが、第 2 表でご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正でございます。災害復旧費の財源とするため、今回、新たに災害復旧事業債 244,200,000 円を追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、これまでと同じでございます。

8 ページをお願いいたします。

最初に、歳入歳出事項別明細書総括の歳出でございます。補正額の欄でございますが、主な補正科目として、2 款、総務費 27,386,000 円、10 款、教育費 11,253,000 円、11 款、災害復旧費 825,149,000 円、12 款、公債費 11,674,000 円をそれぞれ増額するものでございます。

歳入は、7 ページに戻っていただきまして、主な項目ですが、13 款、国庫支出金 453,240,000 円、14 款、県支出金 155,578,000 円、19 款、諸収入 36,937,000 円、20 款、町債 244,200,000 円等をそれぞれ増額するものでございます。

歳出の主な内容でございますが、11 ページをお願いいたします。

1 款、議会費、1 項、1 目、議会費の 2、職員給与費 75,000 円でございますが、職員給与費の補正は、次の 2 款以降も各科目に計上してございまして、全体では人事院勧告に基づいて改定された国の職員給与費に準じての改定分が主でございますが、そのほか昇級、人事異動等の調整分及び時間外勤務手当の実績見込み等も含まれているものでございます。なお、給与費の内訳の明細につきましては、30 ページからの給与費明細書等を参照に、ご確認いただければと存じます。

13 ページをお願いいたします。

2 款、総務費、1 項、6 目、企画費、3、地域情報化推進事業費 14,130,000 円でございますが、光ケーブル等の情報基盤施設の維持に要する経費でございまして、電柱等の支障移転等に伴う光ケーブルの移し替え費用、光配線の新規申込みを受けての設置費、基盤施設機器等の修繕費等でございます。

その下ですが、6、いらっしやい葛巻推進事業費 2,000,000 円でございますが、今年取り組んでございます、くずまき型 DMO における若者等の検討会の中で浮き彫りになってきました地域課題を町としても早期に解決できるようにするため、町として、総務省の地域支援制度である地域おこし協力隊制度を新年度から活用したいと考えているものでございます。この制度は、都市地域から人材を募り、過疎地域等に一定期間生活拠点を移し、地域協力活動を担っていただくというもので、優れた人材を確保するために、募集のための事前準備経費を確保し、十分な準備のもとに取り組みを進めたいというものでございます。

16 ページをお願いいたします。

3 款、民生費、1 項、2 目、心身障害者福祉費の 2、障害者自立支援給付事業費、20 節、扶助費 10,561,000 円でございますが、これは利用件数や利用時間数等が増えたことによる実績見込みでございます。

23 ページをお願いいたします。

8 款、土木費、4 項、1 目、住宅管理費の 2、町営住宅維持経費 2,500,000 円は、鳩岡団地の敷地内に設置してございます防護策の腐食による付替工事等を行うものでございます。

26 ページ下段から 27 ページでございしますが、10 款、教育費、5 項、2 目、学校給食費の 1、学校給食センター運営経費 2,886,000 円でございますが、これは、腐食した床の張り替え等、あるいは劣化、老朽化したフードスライサー、これは野菜等の切削器でございますが、ほか、調理機器等の修理、更新を行うものでございます。

次の 11 款、災害復旧費でございますが、いずれも台風 10 号による被害の復旧事業費を計上したものでございまして、査定設計が終了し、概算事業費がまとまりましたことから、予算を措置し、早期発注を進めようとするものでございます。

まず、1 項、1 目の 1、農業用施設災害復旧事業費 183,499,000 円は、農道、橋梁、水路等 7 カ所の工事を見込んでいるものでございます。

次の 3 目の 1、林業施設災害復旧事業費 44,499,000 円は、林道 5 路線、12 カ所の工事を見込んでいるものでございます。

一番下でございますが、2 項、1 目の 1、公共土木施設災害復旧事業費 597,151,000 円でございますが、準用河川あるいは普通河川、町道、橋梁 46 カ所の工事を見込んでいるものでございます。

28 ページをお願いいたします。

12 款、公債費、1 項、1 目、元金の 1、長期償還元金 11,674,000 円でございますが、町内の民間介護老人保健施設の整備に対して、町がふるさと融資貸付制度により融資していた資金の償還についてでございますが、事業者さんの方から町に対し、残額の繰上償還が業務取扱機関を通じて行われましたことから、これを原資に町としても資金の借入先である金融機関に対して同額を返済するものでございます。

次に、これら歳出の財源となります歳入でございますが、9 ページをお願いいたします。

13 款、国庫支出金、1 項、1 目、民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金、国 2 分の 1、5,280,000 円及び一段飛びまして、14 款、県支出金、1 項、1 目、民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金、県 4 分の 1、2,640,000 円は、先ほどの歳出、障害者自立支援給付事業費に要する国、県の負担金、合わせて 4 分の 3 の補助でございます。

13 款の国庫支出金に戻っていただきまして、3 目、災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧事業費負担金、国 4 分の 3、429,750,000 円は歳出の準用河川、町道等の復旧工事に係る国庫補助金でございます。

13 款、2 項、1 目、総務費国庫補助金の地方創生加速化交付金、国 10 分の 10、17,340,000 円でございますが、今年度取り組みを進めております、くずまき型観光産業若者雇用創出事業、いわゆるくずまき型 DMO のことですが、この事業が、国の交付金事業として採択が決定しましたことから、今回計上するものでございます。

14 款、県支出金、2 項、1 目、総務費県補助金の地域経営推進費、県 3 分の 2、

6,657,000円は、県の広域振興局が管内市町村の特色ある取り組みを支援するために交付するもので、当町では、事業としては当初予算で措置しております5事業の申請が採択されたことによる計上でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

同じく、14款、2項、9目、災害復旧費県補助金の農業用施設災害復旧事業費補助金118,300,000円及び林道施設災害復旧事業費補助金26,975,000円でございますが、それぞれ歳出の農道、林道の復旧工事に係る県補助金でございます。

19款、3項、1目、貸付金元利収入のふるさと融資貸付金償還金11,674,000円は、先ほどの歳出、介護老人保健施設の繰上償還に係るもので、繰上償還相当額が業務取扱機関を通じて事業者から返済されたものでございます。

次の19款、4項、5目、雑入でございますが、スポーツ振興くじ助成金20,000,000円は、国体に向けて改修しました総合運動公園野球場改修事業が、いわゆるtotoの助成事業に採択されましたことから、今回の計上でございます。

その下の情報通信基盤施設移設等工事負担金は、森林管理道鷹ノ巣・鰻沢線の開設工事に伴う電柱移転による光ケーブルの移設費で、次の、砂防ダム管理用地取得費補償金は、平船地区に建設する砂防ダムの管理用地取得費に要する経費でございまして、両方とも所管が県事業のため、県から町に対して支払われる、町としては収入として受け取るというものでございます。

最後の20款、町債、1項、11目、災害復旧事業債は、それぞれ復旧事業に対する国、県補助金の不足分を起債で手当しようとするものでございます。

なお、道路河川災害復旧事業の起債については、元利償還金の95パーセントが交付税措置され、農業施設及び林道施設の起債についても、85.5パーセントが交付税に措置されて後年度戻ってくるという非常に有利な起債でございます。

議案第36号につきましては以上でございまして、次に、議案第37号、平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、お願いいたします。

今回の補正は、職員給与費に係る補正が主な内容でございます。

1ページの第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から1,854,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,282,034,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出の主な内容でございますが、1款、総務費、1項、1目、一般管理費の2、職員給与費1,854,000円の減は、給与改定に伴う分は今回増額となるものですが、人事異動等による減額幅の方が大きく、全体としては減額になるものでございます。

6ページの歳入でございますが、職員給与費の財源につきましては、全額一般会計からの繰り入れでございますので、今回、9款、1項、1目、一般会計繰入金から同額を減額し、調整しているものでございます。

次に、議案第38号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を、お願いいたします。

今回の補正は、職員給与費に係る歳出予算のみの補正でございまして、総額に変更はございません。

4ページをお願いいたします。

歳出の内容でございますが、1款、総務費、1項、1目、一般管理費の2、職員給与費は、給与改定等に伴う増額360,000円でございます、この分を5款、予備費の減額で調整しているという内容のものでございます。

次に、議案第39号、平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を、お願いいたします。

今回の補正は、繰越金の計上のほか、町整備型浄化槽建設費及びその財源としての町債の増額が主な内容でございます。

1ページの第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ16,440,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ213,537,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正でございます。第2表で、ご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。浄化槽市町村整備推進事業の限度額を29,600,000円から8,000,000円増額しまして、37,600,000円に変更しようとするものでございます。起債の方法、利率等に変更はございません。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書総括、歳出の分ですが、3款、施設建設費7,500,000円及び5款、予備費6,646,000円の増額が主な補正でございます。

戻りまして、5ページをお願いいたします。

歳入の方ですが、7款、繰越金6,768,000円及び9款、町債8,000,000円の増額が主な補正でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出の主な項目でございますが、1款、総務費、1項、2目、下水道事業債償還基金積立金1,044,000円は、県補助金を原資に後年度の償還費の財源として積み立てておくもので、今回増額する町整備型浄化槽を含めた実績見込みによる増でございます。

下の段の3款、施設建設費、1項、1目の1、町整備型浄化槽建設費7,500,000円は、町整備型3基ほどを追加整備しようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款、分担金及び負担金、1項、2目の町整備型浄化槽分担金1,560,000円及び一番下の9款、町債、1項、1目の浄化槽市町村整備推進事業、過疎対策分も合わせて8,000,000円ですが、これは、先ほどの歳出に計上しました追加整備分に係る分担金及び町債の増額でございます。

4款、県支出金、1項、1目の下水道事業債償還基金費県補助金1,044,000円も先ほどの基金積立金の原資となるもので、実績見込みでございます。

7款、繰越金、1項、1目の前年度繰越金6,768,000円は、27年度会計からの純繰越分でございます。

補正関係は以上でございます、次に条例関係でございます。議案集の方をご準備いただきたいと存じます。

議案集、最初に2枚ほどめくっていただいて1ページ、資料の方は2ページ、3ペー

ジをお願いいたします。

議案第41号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

本議案につきましては、今年度の人事院勧告の基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律等が改正されたことを受けまして、国の例に準じて、町の一般職の職員の給与並びに議員及び常勤特別職の手当につきまして、それぞれ額を改定しようとするものでございます。

主な改正でございますが、全6条で構成しております、まず、1ページの第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、これは、今年度、28年度から遡及適用させる改正でございます。

改正条文中、最初の10条の7が、医師に支給される初任給調整手当の限度額について、28年4月1日から遡及して500円を引き上げる。

第19条は、28年12月期の勤勉手当の支給月数が0.1月引き上げになる改正等。

2ページから22ページまでは、これも28年4月1日から給料月額を平均0.2パーセントですが、引き上げを内容とする給料表の改正案でございます。

23ページをお願いいたします。

第2条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、これは29年4月1日からの施行となる改正でございます、第9条及び第10条が配偶者に係る扶養手当を半額の6,500円に引き下げ、子どもに係る分を6,500円から10,000円に引き上げ等を、それぞれ30年度までに段階的に行うことを柱とした改正でございます。

25ページをお願いいたします。

第19条は、勤勉手当の支給月数について、先ほどの本文第1条の改正によって、今年度12月支給分が0.1月引き上げられることとなったものを、29年度から6月期、12月期それぞれ0.05月均等に引き上げられるように配分調整するものでございます。

26ページをお願いいたします。

第3条、第4条は、議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正でございます、第3条で、28年12月期の期末手当の支給月数を0.1パーセント引き上げ、第4条では、これを一般職と同様29年度から6月期、12月期それぞれ0.5月均等に引き上げるように配分するという調整をするものでございます。

27ページをお願いいたします。

第5条、第6条は、常勤特別職、町の三役の職員の給与に関する条例の一部改正でございます、内容は議員報酬の場合と全く同じでございます。

30ページをお願いいたします。

議案第42号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。

資料の方は4ページをお願いいたします。

今回の改正は、国際課税に係るものでございまして、今般、所得税法ほか関係法令等の改正により、租税条約が締結されている諸外国との間に適用されております課税の取り扱いと同様のルールを、租税条約が締結されていない台湾との間でも特例的に適用することとされましたことから、国税の取り扱いに準じまして、町税に関しましても

特例規定を設けるものでございます。

改正点が大きくは2点ございまして、一つ目は、30 ページですが、改正後の附則第18条2の3で町民税の課税の特例として特例適用、特例適用というのは、その台湾との関係の部分ですが、特例適用の利子及び配当所得等については分離課税とするということ、もう1点は、37 ページでございまして、下段の方の附則第24条及び38 ページに続きます第25条でございまして、国保税に係る課税の特例でございまして、国保税の所得割額の算定にあたっては、先ほどの分離課税の対象となった特例適用の利子及び配当所得等を含めまして算定するという内容のものでございます。

39 ページお願いいたします。

附則でございまして、いずれも29年1月1日からの施行でございまして。また、現在、今回の条例改正による該当者あるいは該当課税案件等は当町においてはございません。

次に、41 ページお願いいたします。

議案第43号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例でございまして。

資料は5 ページでございまして。

今回の条例改正は、旧小田小学校プール跡地に建設中の定住促進住宅を、小田定住促進住宅として設置するために定住促進住宅条例の第1条の表に追加するものでございます。

改正後の表中、一番下の段でございまして、名称が小田定住促進住宅、位置が葛巻町葛巻第54地割93番地5、建築年度が平成28年度、構造等は木造2階建共同住宅1棟、戸数6戸を追加するものでございます。併せまして、今回、建物の棟数と戸数の関係を明確にするために、構造等の欄に棟数を明記する改正を行ってございまして。

なお、居室の面積、間取り、設備等は資料のとおりでございまして、これは、先行整備している五日市定住促進住宅等と同じ構造でございまして、1階が世帯用2戸、2階が単身用4戸となるものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、2月末に引き渡しを受け、3月中旬から入居開始できるように進めたいと考えているものでございます。

43 ページお願いいたします。

議案第44号、葛巻町水道事業の設置等に関する条例でございまして。

資料は6 ページ、7 ページでございまして。

この条例は新設でございまして、水道事業の経営基盤を強化し、上水道の供給サービスを安定的に確保、継続するために、各簡易水道事業及び飲料水供給施設を統合して、地方公営企業法が適用されることとなります水道事業というのを新たに設置するために、同法の規定に基づき条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容でございまして、第1条で水道事業を設置する旨を、第2条では新たに設置する水道事業を営むにあたっての基本理念、経営の基本原則及びおおむね町内全域が対象となる給水区域や給水人口等を規定しているものでございます。

第3条が組織で、地方公営企業法が適用される事業につきましては、現場の最高責任者となる管理者の職を置くというのが原則でございまして、今般の水道事業の規模につきましては、条例で定める場合、管理者を置かないことができるという範囲の例外規定

が適用になりますので、本事業は管理者を置かないこととするため、この旨を規定するものでございます。今回の水道事業の規模は、管理者を置かないことができる範囲内ということでございます。この場合、上の法の規定によりまして、町長がその管理者の権限を担うことになるものでございます。

第4条では、7,000,000円以上の不動産、土地の場合は1件が5,000平米以上のものに限られますが、または動産について売買等を行う場合は、重要な資産の取得あるいは処分として、あらかじめ予算上での定めを必要とする旨を、第5条では、職員が職務上生じさせた賠償責任について、町長は、職員が与えた損害が避けられない、あるいは、やむを得ない事情によると認められるときは賠償責任を免除することができるものですが、この場合500,000円以上の賠償については議会の同意を必要とする旨をそれぞれ規定するものでございます。

第6条でも、1,000,000円以上の負担付きの寄附または贈与を受ける場合及び500,000円以上の損害賠償の額を決定する場合は、議会の議決を必要とする旨を規定するものでございます。

44ページをお願いいたします。

附則でございまして、平成29年4月1日からの施行となるものでございまして、併せて、従来の葛巻町簡易水道事業の設置に関する条例及び葛巻町飲料水供給施設条例は廃止するものでございます。附則の3項以降につきましては、関係条例について用語の整理を行うものでございます。

条例の主な内容は以上でございまして、今般の水道事業に地方公営企業法が適用されることにより、従来と比較し、目に見えて変わるといふ部分につきましては、会計方式が官庁会計から現在の病院会計と同じ企業会計に変更になるものでございます。このことにより、経営成績や財政状況を基礎とした経営状況を的確に把握することが可能となり、水道事業の安定的かつ継続的な経営のための体制、基盤が整備されることになるというものでございます。

47ページをお願いいたします。

議案第45号、葛巻町水道事業給水条例でございまして。

資料は、先ほどと同じ6ページ、7ページでございまして。

この条例は、先ほどの葛巻町水道事業の設置等に関する条例により新たに設置します水道事業について、実際に稼働、給水させるために水道法の規定に基づき所要の諸事項を定めるものでございます。

条例の構成につきましては、水道法の規定を踏まえております従来の簡易水道給水条例の規定をベースに、これと飲料水供給施設条例の規定を統合し、所要の整備を図った上で、新たに葛巻町水道事業給水条例として設定するものでございます。

こうした経過から、条例的にはおおむね第1条の目的以下、従来の簡易水道給水条例の規定と同じ内容の部分が多ございます。

変わった部分としまして、51ページをお願いいたします。

下段、第25条第1項の水道使用料金算定の特例に関する部分、月の途中で使用開始あるいは中止しようとしたような場合の基本料金についてですが、従来、月の途中での

移動は一律に一月分の基本料金としておりましたものを、使用水量が基本水量の2分の1以下の場合、料金も基本料金の2分の1とする料金設定を設けたところでございます。

52 ページをお願いいたします。

上段の第26条、無届使用に対する認定でございますが、例えば無届けのまま実際には水道使用者が変更になっているような場合は、変更前の使用者が引き続いて使用したものとみなすというみなし規定を設定してございます。

53 ページをお願いいたします。

第35条、給水装置操作の禁止でございますが、町職員あるいは指示された者以外、給水装置の操作を禁止するというを条例上も明文化して位置付けてございます。

54 ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例案も設置条例と同じく29年4月1日からの施行とし、同時に、従来の簡易水道給水条例は廃止するものでございます。

附則第3項から5項は経過措置でございますが、特に第4項では、29年3月中の使用に係る水道料金について、4月分として新条例を適用する場合と、3月分として従来の条例を適用する場合の区分を規定しているものでございます。

第6項、第7項は、関係条例について用語の整理等を行うものでございます。

条例関係は以上でございますが、次に財産取得に関する案件でございます。

本会議に、新しい葛葉荘に備える備品の取得に関し2件の議案を上程いたしてございまして、最初に、議案第46号でございますが、57ページ、資料の方は8ページ、上段の(1)でございますが、お願いいたします。

議案第46号、取得する財産の種類でございますが、電動ベッドということでございまして、仕様、数量は、電動介護用ベッド50台、マットレス50枚、ローキャビネット、ベッドの枠に備え付ける家具のことでございますが、51台。契約金額が、6,228,360円。契約の相手方が、株式会社ケア・テックでございますが、納期を3月21日に設定してございます。

次に、議案第47号でございますが、58ページをお願いいたします。

取得する財産の種類が、厨房設備機器等でございますが、仕様、数量は、スチームコンベクションオーブンほか48品目、次のページに一覧で備品を載せてございまして、全部で49品目。契約金額が、12,744,000円。契約の相手方が、タニコー株式会社盛岡営業所でございますが、納期は、電動ベッドと同じ3月21日でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

お疲れ様でございます。

議案第40号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、人事院勧告によるものでございますが、精査した結果、本来計上すべきでないものが計上されていたことにより減額となるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正です。支出、第1款、病院医業費用、第1項、医業費用1,490,000円減額し、総額946,801,000円にするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ですが、(1)職員給与費1,490,000円減額し、549,681,000円にするものでございます。

2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

支出ですが、1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目、給与費でございますが、1,490,000円の減額となっております。

大きいものですが、手当の部分で、期末手当1,473,000円減額となっておりますけれども、この部分が本来計上すべきでなかったものを計上していたことによる減となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、4ページのキャッシュフロー計算書以下につきましては、お目通しいただき、よろしくご審議願いたいと思います。以上で、説明を終わります。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第36号から議案第48号までの13議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第36号から議案第48号までの13議案については、今会議中に審査を終え、12月7日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号から議案第48号までの13議案については、12月7日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第36号から議案第48号までの13議案の審査については、12月6日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

（散会時刻 10時51分）